

令和8年度赤土等流出防止対策検証事業委託業務に係る仕様書 (企画提案公募用)

1. 委託業務名 令和8年度赤土等流出防止対策検証事業委託業務

2. 目的

本業務は、「沖縄県赤土等流出防止条例」及び「第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」(以下「第2次基本計画」という。)に基づいた赤土等流出防止対策の効果及び環境保全目標の達成状況を確認するため、モニタリング調査により①海域における赤土等堆積状況の確認、②環境保全目標達成に向けた陸域対策の実施状況の確認、③モニタリング結果に応じた陸域における対策内容の検討、④沿岸域の生態系の改善状況を把握することを目的とする。

また、令和9年度に公表予定の第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画中間評価結果、その他課題についての検証を目的とする。

3. 履行期間 契約の日から令和9年3月19日(金)まで

4. 委託業務の内容

(1) 海域における赤土等堆積状況調査及び生物生息状況調査

陸域での赤土等流出防止対策の進展により、海域の赤土等堆積状況が環境保全目標達成に向け改善しているかを確認するため、監視海域および重点監視海域のSPSSを測定する。また、生物生息状況に影響を及ぼす赤土等以外の海域の環境要因を把握するため、濁度、塩分、全窒素、全リンの測定用試料を採水する。

生物生息状況調査は、海域の赤土等堆積状況の改善により生物の生息状況が改善しているか把握するため、サンゴ類、ベントス、海藻草類、魚類を対象とした調査を実施する。

なお、調査海域、調査項目、調査地点、調査時期、調査方法等の詳細は「業務内容詳細1」を参照すること。

(2) 赤土等流出源調査

陸域における赤土等流出防止対策の実施状況や土地利用状況について把握を行うため、陸域(流域)における主な流出源(農地等)の赤土等流出防止対策実施状況について調査を行うとともに、流域内の赤土等流出源に関する情報収集を行う。

調査地域、調査回数、調査方法等の詳細は、「業務内容詳細2」を参照すること。

(3) ドローン画像や人工衛星画像を活用した赤土等流出防止対策状況及び沿岸環境調査

県内の沿岸域の赤土等堆積状況、陸域の土地利用状況や対策実施状況を広く把握するため、ドローン画像、人工衛星画像を用いた調査を行う。

- ① ドローン画像は、離島含む県内農地2,500ha以上を撮影し取得する。取得したドローン画像を解析し、赤土等流出防止対策の実施状況等を把握する。
- ② 海域の赤土等堆積状況を把握するため、県全域の陸域と連続した沿岸域の衛星画像(sentinel2等)を取得し、取得した人工衛星画像を解析する。
- ③ 各調査の詳細は「業務内容詳細3」を参照すること。

(4) 開発事業における赤土等流出防止対策実施状況調査等

沖縄県赤土等流出防止条例に基づき、届出・通知のある開発事業現場における赤土等流出防止対策の実施状況について調査を行う。また、同調査結果から開発事業現場における赤土等流出量推計に用いる保全係数を更新する。

なお、調査地域、調査方法、調査時期、調査等の詳細は「業務内容詳細 4」を参照すること。

(5) 河川における赤土等流出状況調査

沖縄県内の 10 河川程度において、機器を設置し赤土等流出状況について測定すると共に、陸域からの推計流出量との比較考察を行う。

なお、調査方法、調査時期、調査時期等の詳細は「業務内容詳細 5」を参照すること。

(6) 赤土等流出量・削減量の推計

第 2 次基本計画に基づき、県全域、監視地域等における赤土等流出量、削減量の推計を行う。また、推計にあたり必要な資料、データ等の収集も併せて行う。

(7) 第 2 次基本計画中間評価結果に係る検討及び評価案の作成

第 2 次基本計画に基づき、各監視地域における環境保全目標の達成状況、赤土等流出量等を踏まえた評価結果および、令和 9 年度に公表予定の中間評価結果（案）を作成すること。

(8) 第 2 次基本計画中間評価検討委員会に係る運営補助

①検討委員会の運営

検討委員会は 2 回以上開催することとし、以下に対応すること。

各回の開催日時、場所、議題等は事前に県と調整を行い、了承を得ること。

ア 日程調整及び会場の手配

イ 連絡調整及び会場設営

ウ 委員への事前・事後説明および意見聴取

エ 委員会の資料作成、印刷

オ 委員会の進行管理、運営

カ 議事録の作成、委員意見及び意見への対応方策検討取りまとめ

キ 運営に関する事務及び費用の支出等

※ 本事業の委託費には、検討委員会の設置及び運営に関する費用一切を含むものとする。

(9) 調整会議等の運営支援

第 2 次基本計画における県の取組の進捗管理に係る赤土等流出防止対策協議会、幹事会及びワーキングチーム会議、その他会議の開催にあたり、会場手配、資料作成、意見への対応などの運営補助を行う。

(10) 気候変動が赤土等流出防止施設等に及ぼす影響解析

近年の降雨や波浪等、気候変動によると思われる影響を考慮し、現状の赤土等流出防止施設等に及ぼす影響について解析すること。

なお、詳細は「業務内容詳細 6」を参照すること。

(11) 海域に堆積した赤土等除去に関する検討

海域に堆積した赤土等を人為的に改善するための手法について、既存知見の整理を行う。また、各監視地域について過去の陸域からの赤土等流出状況、海域のも踏まえ、整理された知見等の有効性について検証する。

5. 作業許可申請等

本委託業務実施にあたり許可申請等が必要な場合は、県担当者と調整した上で、受託者において適切に必要な届出、申請等を行うこと。

6. 業務実施の際の配慮事項

- (1)調査の実施及び調査結果の取りまとめ、赤土等流出量の推計に係る業務にあたっては、県担当職員と十分に調整した上で実施すること。
- (2)原則として毎月1回、県担当者と業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施すること。
- (3)調整会議等の開催場所は、県職員等が出席しやすい場所を選定すること。
- (4)仕様書については、企画提案の内容等も踏まえ、契約前に協議し、変更することがある。

7. 成果品

成果品は以下のとおりとする。なお、成果品はすべて県の所有とし、内容及び作成上知り得た事項について、沖縄県の承諾なく公表、貸与してはならない。

(1)業務報告書

①業務報告書 A4 版

- ・長期の使用に耐えるよう装丁を行うこと。
- ・報告書3部及び現場写真、取得データを保存した DVD-ROM 等を2部付属すること。
なお、データ形成等については、県担当職員と協議すること。

②業務報告書概要 A4 版

- ・業務報告書 A4 版の概要版として、簡易に製本したものを3部作成すること。

8. 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合には、これと異なる取り扱いをすることがある。

上記に定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

①契約金額の50%を超える業務

②企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。

(3) 契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるようにするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任に、又は請け負わせるときはこの限りではない。

【その他、簡易な業務】

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計
- ・備船等

9. 著作権等の取り扱い

成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。

成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。

国土地理院の地図等、納入される成果物に既存著作物が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

10. 情報セキュリティの確保

受託者は本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずる。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、沖縄県環境部環境保全課の指示に応じて適切に取り扱うこと。

11. その他

(1)本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。

(2)その他業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、県及び受託者で協議の上決定する。